



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.x

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026年8月8日

Sponsor: Barbados, Brazil, Chile, Colombia, Ecuador, El Salvador, Grenada, Honduras, Mexico, Panama, Peru, Trinidad and Tobago, Venezuela

第25回ローマ規程締約国会議は、

国連平和構築委員会（PBC）がこれまで国際社会の持続可能な平和の実現のために活動してきたことを認識し、

ICCに対する加盟国間の協力の度合いが十分に可視化されていない現状を憂慮し、

いまだローマ規程に加盟していない国々が存在することを残念に思い、

地域機関とICCとの連携が国際刑事司法の実効性向上に資することを認識し、

ICCの司法上の独立性及び公平性が脅かされている事例が存在することを残念に思い、

OTP Complementarity Trust Fund（OTP補完性信託基金）のこれまでの活動を認識し、

公共の安全、及び文民たる住民の生存を著しく脅かす組織的行為が行われていることを遺憾に思い、

安保理に依存していることを懸念し、

ICCが実行力に欠けていることを認識し、

国際刑事裁判所（ICC）の職員に対する外部からの圧力が実効性に与える影響を懸念し、

いかなる時も各国の独自の司法秩序を権利として保護する必要性があることを認識し、

「法の下での平等」の重要性を再確認し、

逮捕状未履行がICCの権威自体を失墜させる可能性があることを憂慮し、

特別法廷の実施には他国からの支援が不可欠であることを認識し、

主権尊重とICCの理念の対立の解決には、非捜査国における特別法廷の設立が有効であることを認識し、

1. 国連平和構築委員会（PBC）に対し、より一層ICCとの連携を強化することを要請する；
2. ICCに対し、証拠提供・逮捕協力・国内法整備・財政支援などの観点からより協力的であった国を優秀協力国として表彰する制度「ICC Cooperation Award」を創設することを要請する；
3. ローマ規程締約国会議において非締約国のオブザーバー参加を歓迎し、参加した非締約国に意見書を提出することを求める；
4. 地域機関とICCの協力を目的とした地域ICC連絡センターの設置を検討することを要請する；
5. ICCの判事・検察官の独立性は保護されるべきであり、締約国が協力して安全・権利を保護する必要

性があることを再確認し、以下のことを求める：

- a. 加盟国に対し、ICC判事・検察官が脅迫や制裁を受けた場合判事・検察官、必要であればその家族に対してビザ発給や一時滞在を迅速に認めることを要請する、
- b. OTP信託基金に対し、ICCの判事や検察官に資産凍結などの制裁が加えられ、生活が困難になった場合に経済的に支援することを要請する；
6. 公共の安全、及び文民たる住民の生存を著しく脅かす組織的行為を国際刑事裁判所に関するローマ規程の第七条一項（1）条に追加することを決定する；
7. 現職国家元首の免責の免除を認めないことを要請する；
8. ICCに対し、実効力を高めるために以下の政策を実施することを要請する：
 - a. 有力な情報提供と身柄の引き渡しに懸賞金をかける制度をつくること、
 - b. 情報提供並びに身柄の引き渡しを行った国が不利益を被り制裁を受けた場合、損失額を補填すること；
9. ICC及び締約国に対し、特別法廷の設置に関しての支援を行うことを要請する；
10. 以下のことを決定する：
 - a. ICCは、補完性原則を十分に尊重したうえで、捜査対象国と協議し、その同意を得たのちに、捜査対象国内に特別法廷を設置できる、
 - b. 特別法廷は、捜査対象国の国内法と、ローマ規程及びその他のICCの裁判において参照される国際法の両方に基づいて裁判を行う、
 - c. 特別法廷の裁判官及び検察官は、捜査対象国内の裁判官・検察官またはICC及び近隣地域から派遣された専門家によって構成され、両者の割合は1対1であるとする。ただし、裁判長は捜査対象国及びICCによる合意の上で選出されるものとする。